

標準的なモデルの戸別受信機の仕様書 (例) のイメージ

平成 29 年 12 月 6 日

事務局

1 標準的なモデルの戸別受信機の機能一覧

標準的なモデルの機能一覧は表 1 のとおりである。

表 1 標準的なモデルの機能一覧

	機能	内容	標準的なモデル
1	音声受信	操作卓からの音声放送の受信	○
2	緊急一括呼出	緊急時に音量を自動で最大に調整	○(※1)
3	選択呼出	一括呼出、グループ呼出、個別呼出	○(※2)
4	録音再生	放送の録音再生が可能	○(※3)
5	停電時対応	商用電源から内蔵乾電池へ自動切替	○
6	乾電池動作時間	24 時間以上 (例：放送 5 分/待受け 55 分の条件)	○
7	乾電池種類	単一・単二・単三電池が使用可能	×
8	外部アンテナ接続	外付けのアンテナが接続可能	○
9	外部スピーカー接続	外付けのスピーカーが接続可能	×
10	外部機器接続	外付けの FAX、文字表示器等が接続可能 (データ伝送)	×
11	サイレン・ミュージック	サイレン音・ミュージック音の受信	○(※4)
12	文字表示	放送内容を文字表示する仕組み (文字表示装置等)	×
13	聴覚障害者用ランプ	放送受信時にフラッシュランプで知らせる仕組み	×

※1 防災行政無線 (同報系) と簡易無線を連携させた無線システムにおいて、本機能を実現する場合、機能番号 3 の「選択呼出」ができないケースがある。

※2 防災行政無線 (同報系) と簡易無線を連携させた無線システムにおいて、本機能を実現する場合、屋外拡声子局の選択呼出動作に準ずる動作となり、簡易無線受信装置のみへ単独放送することはできない。

※3 1 件 5 分程度の録音再生に機能を絞る。

※4 簡易無線に接続する場合、サイレン音・ミュージック音が通常とは異なるものとなる。

2 各機能の概要と仕様書の記載例

(1) 音声受信

① 機能の概要

親局設備の操作卓や遠隔制御卓よりの音声放送を受信し、本体内蔵のスピーカにて放送内容を聞くことができる機能。

② 仕様書の記載例

親局設備からの放送を受信し内蔵のスピーカにて放送出力ができること。

(2) 緊急一括呼出

① 機能の概要

発災時の緊急一括放送を受信した場合、受信機の音量つまみ等の位置に関係なく最大音量で放送内容を聞くことができる機能。

② 仕様書の記載例

緊急一括信号を受信した場合は、受信機の音量位置に関係なく、最大音量で聴取できること。

(3) 選択呼出

① 機能の概要

地区放送等の地区単位の放送（グループ呼出）や特定地区の自治会長宅の戸別受信機だけを鳴らすような放送（個別呼出）に戸別受信機が対応できる機能。この場合親局設備の仕様にも本選択呼出機能の記載があることが前提となる。

② 仕様書の記載例

被選択呼出機能は、緊急一括、一括、グループ、個別等に区分され、それぞれに応動できる機能を有すること。

(4) 録音再生

① 機能の概要

内蔵 I C 等の録音装置により放送内容を録音かつ再生できる機能。

② 仕様書の記載例

放送内容の自動録音機能を有し、1 件 5 分程度の録音再生ができること。

(5) 停電時対応

① 機能の概要

通常は商用電源で運用していて、停電時等に内蔵乾電池に自動で切り替わり、停電時等の放送を聞き洩らさないようにする機能。

② 仕様書の記載例

商用電源が停電した場合は、瞬時に内蔵乾電池からの給電に切り替わり装置の機能を停止させないこと。

(6) 乾電池動作時間

① 機能の概要

停電時等に乾電池での運用に切り替わった際に、乾電池での運用ができる時間を示す機能。

② 仕様書の記載例

停電補償は、運用可能時間が24時間以上とすること。なお、1時間の内、5分間放送受信状態、55分間放送の待受け状態で24時間以上運用可能とすること。

(7) 外部アンテナ接続

① 機能の概要

戸別受信機を設置する建物の位置や設置する部屋の位置で十分な受信電界強度（受信可能な電波の強さ）を得られない場合、本体付属のアンテナ（通常はロッドアンテナという伸縮できる金属製のアンテナ）とは別に窓際や建物の外に別のアンテナを設置し受信できるようにするため、外部アンテナ接続のための端子（コネクタ等）を有し、外部アンテナを接続すると自動で外部アンテナからの受信に切り替わる機能。

② 仕様書の記載例

標準アンテナが装備されており、必要に応じて外部アンテナの接続が可能なこと。

(8) サイレン・ミュージック

① 機能の概要

親局設備の操作卓や遠隔制御卓よりのサイレン放送やミュージック放送を受信し、本体内蔵のスピーカにて放送内容を聞くことができる機能。

② 仕様書の記載例

親局設備からのサイレンやミュージックチャイム放送を受信し内蔵のスピーカにて放送出力ができること。

(9) 親局、屋外拡声子局及び戸別受信機間の相互接続性^(注)

① 機能の概要

親局、屋外拡声子局及び戸別受信機（親局と異なるメーカー製の機器）の間で相互に接続して、親局と異なるメーカー製の戸別受信機であっても、音声受信、緊急一括呼出、選択呼出等（表1で○となっているもの）ができる機能。

② 仕様書の記載例

第●章 総則

○ 適用規格

- ・（社）電波産業会 市町村デジタル同報通信システム標準規格（ARIB STD-T86 3.0）及び市町村デジタル同報通信システム標準規格Type2（ARIB STD-T105 2.0）

○ 戸別受信機に対するメーカー間相互接続性の確保

防災行政無線システムの受注者は、受注者のシステム内において、他社製の戸別受信機が規定された動作を実施できることを保証しないとならない。発注者が必要と判断するときは、発注者の要請に応じ戸別受信機に対する呼出信号のデータフォーマット等を開示すること。

第●章 防災行政無線施設の機能

第●条 システムの概要

本システムは防災行政無線親局設備を役場庁舎内に設置し、行政区域内各子局（屋外拡声設備・戸別受信設備）へ同時通報するものである。

（省略）

屋外拡声設備及び戸別受信設備はデジタル同報波の受信にて動作すること。

（省略）

第●条 親局設備

- 1 ○○総合通信局より指定される周波数の電波を利用して、同報無線システムとして機能し運用ができること。

（省略）

本装置で緊急一括、一括、グループ選択及び個別選択の音声通報、サイレン通報、ミュージックチャイム通報ができること。

戸別受信機においてはその製造者に関わらず、緊急一括呼出、一括呼出、グループ選択及び個別選択による通報が親局設備からできること。

第●条 戸別受信機

- 1 本装置は親局からの緊急一括、一括、グループ、群、個別の各呼出信号を受信できること。親局設備の製造者に関わらず、通報を受信できること。

（注）戸別受信機を追加で整備する際の選択肢を増やすため、防災行政無線システム全体を整備する場合には、システムの仕様に相互接続性の確保を明文化することが有用と考えられる^(※)。防災行政無線の民間標準では、音声通信の一部機能を相互接続の対象とし、機器を製造するメーカーが自主的に他メーカー製の機器との相互接続性を確認するための試験の内容を規定している（ARIB STD-T86、115）^(※)。この民間標準を活用することが考えられる。

また、親局と異なるメーカーの戸別受信機であっても選択呼出が可能となるよう、市町村は親局の製造者側が規定した呼出信号のデータフォーマット等を把握しておくことが望ましい。

（※）「防災行政無線等の戸別受信機の普及促進に関する研究会報告（平成29年6月）」の関係部分より引用。